

株式会社日本政策金融公庫検査実施要項

平成 24 年 4 月 2 日付け 24 検査第 1 号
農林水産省大臣官房検査部長通知
(最終改正 令和 3 年 12 月 1 日)

第 1 趣旨

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「公庫法」という。）第 59 条第 1 項及び第 2 項の規定により株式会社日本政策金融公庫等に対して農林水産大臣が行う検査（以下「検査」という。）は、農林水産省協同組合等検査規程（平成 23 年農林水産省訓令第 20 号）及び農林水産省協同組合等検査基本要綱（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 検査第 1 号農林水産省大臣官房検査部長通知）によるほか、この要項の定めるところによる。

第 2 定義

- 1 この要項において「公庫」とは、株式会社日本政策金融公庫をいう。
- 2 この要項において「指定金融機関」とは、公庫法第 11 条第 2 項に規定する指定金融機関をいう。
- 3 この要項において「受託法人」とは、公庫法第 14 条又は第 54 条第 2 項の規定により委託を受けた法人をいう。
- 4 この要項において「公庫等」とは、公庫、指定金融機関及び受託法人をいう。

第 3 検査の種類

検査を、その法的根拠及び検査実施範囲により、次のとおり分類する。

1 法的根拠による分類

(1) 公庫検査 【公庫法第 59 条第 1 項】

公庫の業務及び会計について、法令を施行するため主務大臣が必要と認めるときに行う検査

(2) 指定金融機関検査 【公庫法第 59 条第 2 項】

指定金融機関の業務及び会計について、法令を施行するため主務大臣が必要と認めるときに行う検査

(3) 受託法人検査 【公庫法第 59 条第 1 項】

受託法人の業務及び会計について、法令を施行するため主務大臣が必要と認めるときに行う検査（ただし、公庫より委託を受けた業務の範囲内に限る。）

2 検査実施範囲による分類

(1) 全面検査

公庫法第 64 条第 1 号、第 4 号及び第 7 号の各号に規定する事項の全部門について行う検査

(2) 部分検査

あらかじめ特定した事項又は検査官及び検査に従事する職員（以下「検査員」という。）が検査に臨み必要と認め選択した事項について行う検査

(3) 事後確認検査

検査実施後一定期間内に検査で指摘した事項の是正又は改善の状況を確認するために行う検査

第4 検査の方法

1 検査の対象

検査は、公庫等の本店のほか支店を対象に計画的に実施するものとする。

2 検査の実施

(1) 検査対象期間

検査は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの公庫等の業務及び会計の状況について行う。ただし、特に必要があると認められる場合には、検査基準日の属する事業年度の前事業年度開始の前日及び検査基準日後の公庫等の業務及び会計の状況についても、検査を行うことができる。

(2) 検査基準日

ア 検査基準日は、検査に着手した日（以下「検査着手日」という。）の前業務日とする。ただし、検査着手日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、検査着手日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

イ また、資産査定、償却・引当等、決算処理を伴う項目の検証については、公庫等の自己査定基準日（直前の決算期末日（決算には中間決算を含む。以下同じ。））を検査基準日とする。ただし、検査実施日が直前期決算の決定のための取締役会の開催日以前となる場合は、前々期の決算期末日を検査基準日とする。

(3) 検査命令書及び身分証明書の提示並びに検査通告書の交付

検査責任者は、検査に際して、検査対象公庫等の役員その他の責任者から、当該検査に係る検査命令書の提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

また、検査員は、当該検査に係る検査員であることを証するものとして農林水産省令で定める身分証明書を提示するとともに、当該検査に係る検査通告書を交付しなければならない。

なお、検査命令書は、検査終了後、検査報告書の最終頁に添付するものとする。

(4) 経営管理上の問題点の把握

検査責任者は、検査期間中、役員から公庫等の業務運営上の実情及び課題について聴取し、公庫等の業務運営及び経営全般に係る問題点の所在について、把握に努めるものとする。

(5) 外部確認の実施

不正・不当事件を早期に発見し、損害の防止を図るため、検査の実施に当たって必要と認めた場合には、検査対象公庫等の債権・債務について取引先に対し、その個人情報保護等に十分に配慮した上で、書面調査、実地調査等により外部確認を行うものとする。

なお、外部確認は、「外部確認要領」（別添）により行うものとする。

(6) 資産分類（資産査定）の徹底

資産査定を行う場合は、抽出した個別債務者等の査定関係資料に基づき、資産内容の実態把握を行う。抽出の基準及び規模等抽出の具体的方法については、公庫等

の資産内容の特徴等を踏まえて決定する。なお、検査着手後においても、検査の実効性確保の観点から必要に応じ、抽出方法を変更できるものとする。

(7) 不正、不当、誤びゅうの究明

分類資産、簿外資産負債、含み益、不突合額等については、単に事務的な計数把握と集計に終わることなく、経緯、原因を究明し、不正、不当、誤びゅう（不整理を含む。）のいずれによるものであるか、責任の所在等について明らかにするよう努め、検査書において適切な指摘を行い、注意を喚起する。

(8) 検査の検証手続、着眼事項等

検査技能の差による検査成果の不均衡を是正し、検査精度の向上を図るため、検査に当たっては、検証手続、着眼事項等を整理の上、その実施に当たるものとする。

なお、検査においては、合法性、合目的性及び合理性の視点から広く公庫等の業務運営状況等を検証する必要がある。

3 検査結果についての意見聴取

検査員は、当該検査の終了に際して、検査によって明らかとなった事項について役員から意見を聴取することとしているが、職員の出席については、役員の裁量と責任に委ねることをあらかじめ役員に連絡しておくものとする。

4 検査講評

検査責任者は、検査終了に際し、原則として、役員に対して講評を行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、講評の時期を変更することができる。

また、役員以外の者の出席については、役員の裁量と責任に委ねることをあらかじめ役員に連絡しておくものとする。

第5 検査重点事項

1 経営管理の適正化

公庫は、公庫法に基づき設立された株式会社であり、その設立目的（農林水産業者の資金調達の支援、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とする）の実現のために主体的に取り組むことが業務運営方針等の中で明確に位置付けられているか検討する。

また、農林水産業及び食品産業の動向、経済動向に即した業務運営方針等の樹立とその進行管理の状況、財務損益等運営内容の把握と問題事項の分析、経営改善への取組状況等を検証し、経営方針及び経営目標が明確にされ、その管理が適切に行われているか検討する。

2 法令等遵守態勢の確保

役員等が、法令等遵守態勢の確保が経営上の重要な課題であることを認識し、誠実かつ率先垂範して取り組んでいるか、法令等遵守に係る基本方針を策定しているか、具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）等を策定し、実践しているか、法令等遵守の点検態勢が整備されているか等について検討する。

3 支店管理の適正化

公庫の支店が行う業務について、本店による指導管理が適切に行われているか検討する。

4 業務執行体制の整備

取締役会の機能発揮、取締役の業務執行体制、取締役間の協力関係、内部けん制態勢の状況等について検証するとともに、職務権限の妥当性、職員の人材養成確保の状況等について検討する。

なお、公庫の運営に係る重要事項についての取締役会への情報提供の状況、これに対する取締役会の判断の状況、取締役会の決定事項の業務運営への反映状況等について検討する。

また、取締役及び常勤の監査役は、法令上、他の法人の業務に従事し、又は事業を営むことについての一定の制限が課されているので、役員の兼職、兼業の状況について検討する。

5 監査役監査及び内部監査の機能強化

監査役の職務執行体制、監査役監査及び内部監査の実施状況、監査報告書・意見書等の内容、指摘事項の改善のための取組状況等を検証し、監査役監査及び内部監査の機能が十分に発揮されているか検討する。

6 不正・不当事件の未然防止

不正・不当事件の未然防止の観点から、業務分担の適正化、職務権限の明確化、内部けん制態勢の確立及びその機能発揮の状況を検討する。

特に、貸付については、不正・不当融資の防止の観点から、限度管理の状況、迂回融資・名義貸の有無等を重点的に検証する。

また、公庫が管理する個人情報外部に流出し、犯罪等に悪用されることのないよう、公庫等がその個人情報を「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（平成16年9月14日付け総管情第85号総務省行政管理局長通知）その他関係ガイドライン等に沿って、取得の制限、利用目的による制限、安全管理措置、委託先の監督、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）違反若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）違反又はこれらの法律違反のおそれが発覚した場合の対応等が適切に行われているか検証する。

7 資産の健全性

融資における多額の資金の固定化の有無、担保・保証の徴求及びその保全状況、資産価値の有無、公庫等の資金・資産の運用に対する取組姿勢等の各般の面から、資産の健全性について検討するとともに、健全性の程度に応じて適切な措置が取られているか検討する。

8 財務の健全性

決算関係書類が適正に作成・管理されるとともに、財務に係る諸規程が整備され、それに基づく業務が適正に行われているか検討する。また、システム開発等の調達の状況等についても検討する。

9 電算業務の適正な運営と事故防止

電算事務システムの安全確保対策が適正に行われているか検討するとともに、運用面での諸規程等の整備状況及びその遵守状況を検証し、事故防止のための管理体制が整備されているか検討する。

10 貸付業務等の適正化

(1) 政策目的の遂行

貸付業務等について、法令、定款、業務方法書、諸規程等の遵守状況のほか、

政策金融機関に課せられた政策目的が適切に果たされているか検討する。

(2) 業務委託の適正化

受託法人への業務委託が適切に行われているか検討する。

(3) 貸付の実行及び貸付債権の保全管理の適正化

貸付については、法令、定款、業務方法書、諸規程等の遵守状況及び融資姿勢、融資方針等を検証するとともに、貸付決定に当たって、地域の農林漁業振興計画に即して農林漁業の発展に資するものとなっているか、貸付先の業況の把握及び財務分析、返済財源、債権の保全・管理体制等について検討する。

(4) 資金運用の適正化

公庫における資金の運用については、法令、定款、諸規程等を遵守するとともに、取締役会で定められた運用方針及び運用方法に基づき、安全性、収益性及び流動性のバランスに配慮しているか、並びに価格変動・金利等に配慮した運用となっているか検討する。また、リスク管理の対応状況、取引手続における職務権限の明確化、取締役会に対する取引内容の報告状況等について検討する。

第6 検査の事後処理

1 検査書の交付

(1) 検査書の作成

事後確認検査の検査書の構成及び様式は、別記様式に定めるところによる。

(2) 検査書交付の方法

検査書の内容において公庫等の運営上重大な事項があると認められる場合又は検査指摘に対する改善意欲が乏しい等問題のある公庫等に対しては、役員等の出頭を求め、行政担当課長及びその検査を行った検査責任者の立会いの上で、検査・監察部長から手交するものとする。

2 指導監督部局以外の行政部局への通知

検査で明らかとなった事項のうち、指導監督部局以外の行政部局に通知することがより効率的に是正又は改善が図られると判断されるものがある場合は、当該事項を当該行政部局にも通知するものとする。

3 事後確認検査の実施

検査を実施した公庫等のうち検査指摘に重要なものがある場合又は改善意欲が乏しい場合は、検査指摘事項の是正又は改善を徹底させるため、事後確認検査を実施するものとする。